

高齢社会をよくする 女性の会会報

No.88 1996年6月発行

高齢社会をよくする女性の会
東京都新宿区新宿2-9-1
第31宮庭マンション802号室
TEL.03-3356-3564
FAX.03-3355-6427
郵便振替 00100-0-79477



提言書の説明をうけている
菅直人厚生大臣

— 目 次 —

菅厚生大臣との懇談会・速報	1
本の紹介	2
公的介護保険をめぐる緊急集会報告	3
4月例会・ここが問題シリーズ2	4
5月例会・ここが問題シリーズ3	6
本の自己紹介・事務局だより	8

菅直人厚生大臣との懇談会・速報

公的介護システム具体化への 十四項目の提言書を手渡す

わが会では、すでに公的介護保険につ

いての勉強会を六回行なってきたが、そ
こでの意見や要望をもとに運営委員会で
まとめた十四項目による提言書を、去る
五月一日、菅直人厚生大臣に直接お渡し
し、要旨の説明と共に懇談を行なった。

この懇談会は、堂本暁子参議院議員(当
会会員)のご紹介を得て、急きょ実現し
たもので、厚生省の大臣室で行なわれた。

当会からは樋口代表を始め、全国のグ
ループ会員を代表して、北海道の杉山代
表、北九州の富安代表、京都の中西代表、
神戸の山林(神戸震災・被災者)代表が
遠方から駆け付けられ、東京からは「杉
並老後を良くする会」白川理事、当会の
理事、運営委員からは駒野、木間、芹沢、
望月、浜田さんの合計十一名が出席した。

三十分ほどの予定時間を超えても、大

臣は出席者十一名全員の発言をじっくり

と聞いてくださり、最後に「公的介護保
険の討議については、第一ステージが老
人保健福祉審議会の答申、第二ステー
ジは法案を作って国会に出す、第三ステー
ジは国会で議論して法案として成立、こ
の段階でもいろいろ意見が必要である。

頂いたご意見は制度を作って、運用の部
分に大いに参考にさせていただきます」と
述べ、樋口代表が「いつまでも先へは
延ばせないが『拙速』では困るので『巧
速』(いいものがある程度速く)でお願い
します」と発言、大臣室を辞去した。十四
項目の提言は以下の通り(括弧内は要約)。
1、全省庁あげての取り組みを(介護は
国民の命の安全保障。省を越えて、全国
民的な取り組みを望む)。
2、良質の介護施設の増設を——女性の切

1996.5.1

実な願い——(安心して、かつ誇りを持つ

てついの住み家と言える介護施設を小学
校区に一つずつ造ってほしい)。

3、四世代共生の地域づくり(あらゆる年
代の男女両性が共に生きる町づくりに、
民間のさまざまな知恵と力を生かし縦割
り行政を崩すきっかけを)。

4、地域福祉へ女性・高齢者の参画(政策
決定の場に女性が50%いるのはあたり
まえ。介護を通して地域に豊かな新たな
デモクラシーのひろがり)。

5、地域の生活に根ざした情報提供(公的
介護システムの情報伝達のためにスーパ
マーケット、コンビニをPRの場に、郵
便配達、新聞配達のネットワークなども
高齢者からのSOSの受信・発信に利用
する可能性の検討を)。

6、介護が届くまでの手間・ひまのモデ
ルづくり(介護のように緊急性が重要な
サービスは、迅速かつ簡便なアクセスが
必要)。

7、重度加算と重量加算を(施設利用の定
額制に上記を加え、手のかかる人、介護
の困難な人が施設サービスから排除され

ないように)。

8、高齢者の自立と自己責任(高齢者自身
が自立する知識と技術を習得する場をひ
ろげる)。

9、自助具の開発と普及(介護の理念は
自立支援であるはず)。

10、介護に男手を(重いおとなの介護に
男手が必要、男性が専門職として参入し
やすいように職場の労働条件の改善を)。

11、介護貢献企業へ優遇措置を(ボラン
ティア休暇取得者の数による法人税の減
免など、法人税特別措置はこの面でこそ
活用を)。

12、家族介護者を専門職に登用を(介護
で培った知恵と技術を生かす道として、
希望者を専門職に登用する道)。

13、介護表彰状は「ノー」(一見善意の
表彰こそ、女性とくに嫁を介護に固定化
する)。

14、若い世代とともに(共修となった家庭
科をはじめ、あらゆる機会に高齢者・高
齢社会・ボランティア活動などへの参加
認識を深めるよう教育制度の改革を)。

(芹沢茂登子記)

本の紹介

『子供と老親への責任と 自分の老後』

— 団塊世代の生活実態調査 —

(国民生活センター刊・八〇〇円)

約七百万人という数の大きさから団塊
世代、ベビーブーマー世代と呼ばれてき
た一九四七年から四九年生まれの世代も
四〇歳代後半に入り、子供と老親への責
任を果たすことが期待される「サンドイッ
チ世代」になっています。

団塊世代の男女約千人を対象としたこ
の調査は、ジェンダーギャップだけでな
く、高齢者の生活実態調査との比較を試
みたり、介護経験の有無や就業形態によ
る差もみています。

例えば「自分が要介護状態になったと
き誰にどこで世話をしてもらうか」の問
いには、世代や男女による差は無論のこと
と、特に男性に介護経験の有無による顕
著な差が現れています。女性の場合、介
護している親との続柄は、フルタイムか
専業主婦かにより大きな違いのあること
もわかりました。

へ申し込み ☎〇三—三四四八—九七三六へ。

国民生活センター内全相協 送料込み一〇四
〇円。

介護保険、上程されても後悔

されなければ、なお残念！

—— 一歩もゆるまず、介護を社会的に支援する

システムを進めていくことを確認——

講師 樋口恵子（高齢社会をよくする女性の会代表）

老人保健福祉審議会による「介護保険

制度の創設について」の最終報告書を受けた厚生省は与党と調整し、五月十五日

老健審に試案を提示した。「報告書とは似ても似つかぬ小さく刻まれた試案に、びつくりした」と、樋口恵子代表。五月二四

日、沖藤典子さんの講演の後、緊急討論会が開かれた。それに先立ち老健審の委員であり公的介護システムの構築を目指してきた樋口代表の、今日に至るまでの経緯と問題提起がなされた。

「そもそも公的介護保険には、四つ葉のクローバーともいうべき四つの夢とロマンがあったのです」それは、

① 介護を弱者救済ではなく、自立支援と再定義したこと。

いく方向が見えたこと。

③ 介護からひろがる豊かなデモクラシー。女性が介護政策決定に参画する。

④ 自分の人生に老いを組み入れながら世代間の連帯を描くこと。

「夢とロマンを盛り込んだ介護保険であったから、進めるテーブルにつき、介護システムに関し、老健審に『ローカル（老可留）コミュニティ』の要望をし、菅厚生大臣に『公的介護システム具体化への提言』をしてきたのです」

「今、つぶそうとしている力は何なのかを見極めなくてはならない」

「初めから公的介護保険は前門の虎、後門の狼と思っていた。一つは良心的慎重派。新たな負担をせず税金でやるべきというのが典型的な意見。正論です。けれ

ど、税金の用途を組み替えられる政治勢力・行政勢力が育っていないからこそ公的介護保険でもあるのです」

「心配だったのは、介護は家族がやるべきという『もう一つの派』。公的介護が進展し家族の介護意欲が衰えては困るといった意見が常に出てくる。その度に繰り返し実態を説明してきた。これを私はもぐら叩きだつて言ってるんですよ」

「厚生省試案の内容はよくない。国会に上程されても後悔する。が、されなければ、なお残念」と、今国会に提出すべきとの判断を示した。

会場の意見は、地方議員などの「時間をかけ討議すべき」という慎重論、逆に「上からの変化を待つのでなく今この機会を逃さず下から変革していこう」というヘルパーや介護経験者の意見に分かれた。とはいえ介護に対する思いは同じ。

「介護を社会的に支援するシステムを一歩もゆるまず進めていく」

「介護からひろがれデモクラシー」をアピールとした。

（木間昭子記）

一九九六年四月二五日

於・東京ウィメンズプラザ

こころあつてほしい介護休業制度

講師 袖井孝子（お茶の水女子大学教授・当会理事）

今回は、大学で家族社会学を専門分野とされ、かつ労働省の介護休業制度のガイドラインを作る段階から政策づくりに委員としてかかわってこられ、なお当会理事でもある袖井孝子さんに、介護休業制度最前線のお話を伺った。

袖井さんはまず介護問題の社会的背景について、次のように述べた。

1、介護問題の深刻化——①後期高齢層



確かな講義をされる袖井孝子さん

七十五歳以上の増加、介護可能人口の減少。②家族の変化として同居世帯の減少、高齢者世帯の増加、未婚率上がり、未婚子同居の増加（全体の三分の一位）、親が長生きし老老介護の時代となる。③女性の職場進出、自意識、④地域社会の変化として、地域共同体の崩壊、連帯意識の脆弱化、住民の多忙化、⑤日本の特殊事情として、住宅の貧困（欧米は住宅で車椅子をすぐ活用でき、寝室の隣にトイレがあるが、日本は寝たきりになりやすい構造と狭さ）、高齢者が依存的（欧米では自分でやろうとし、自立的）。

2、次にケアとは何かについて、十項目を挙げ、その中で欧米は手段的な面はプロがやっているの、家族は精神的介護がやれる。日本は手段的な介護が重荷なの

で、情緒的なケアができない。

3、介護は女性の問題——①介護されるのも介護するのも女性である。②いま介護で退職する人の比率が高まってきている。

③有職介護者は中年女性に集中している。こうした状況の中で生まれた介護休業制度であるが……。

4、介護休業制度の意義——①労働者が働き続けられるという条件と安心感を得られる。②老人にとっては、住み慣れた家庭や地域にとどまることができる。③企業にとっては、労働者の定着、中堅労働者の確保ができ、福祉制度があることは企業のイメージアップにつながる。

では、何が問題となっているのか。

5、介護休業制度の問題点：利用者にとつて——①適用範囲：公務員は平成六年九月一日施行だが、民間は十一年四月一日施行である。対象労働者はフルタイムのみでパートと定年直前は該当しない。対象となる家族の範囲は配偶者（事実婚を含む）、きょうだい、祖父母を含むが同居でも友達含まず（アメリカはルームメイトよし、男女でも男と男でもよし）、

②期間、回数——大手企業は一年だが、三カ月未満が多く、小さい企業ほど少ない。殆どの福祉サービスが寝たきり六カ月以上となっているので、介護休暇が三カ月だとあとが続かない。また、回数だが対象家族一人につき一回というのが問題、同一症状について一回ならまだよいが、前記だと最後の看取りの時にとっておきたいということで、これが取得率の低さにつながる。③休業中の所得保障はノーク、ノーペイが問題。大企業では社会保険の個人負担分や地方税を支払っている所もあるが、小さい所は収入がないので利用しにくい。となると女のほうが低賃金だから、男でなく女がとることになる。大手で短時間勤務、フレックスにしている所もあり、社会的サービスがちゃんとしていれば望ましい形。症状が安定している時はこの形で職場に出たほうがよい。長期に離れると職場に戻りにくい。

6、介護休業制度の問題点：企業にとって——①中小企業では代替要員を置く力がなく、利用者にとってはとりにくいことが大きな問題。②企業側には長く休

むとスキルが落ちるといふ不安がある。

③こうした問題を補うために中小企業には助成金が出されている。

7、仕事と介護の両立のために——介護休業制度はこれだけで万能ではなく、次の事が必要。①家族の協力、男性の介護参加、②地域サービス（行政・民間）の充実、これと連動しないと休暇をとって介護をしても倒れてしまう、③働く人は意外に地域情報を持っていないので情報提供を。

以上で袖井さんのお話を終わり、次に本日参加しておられた二十一世紀職業財団神奈川事務所佐々木米子さんから次の説明があった。介護導入奨励金は二週間以上介護休暇をとる人に対して、中小企業には七十五万円、大企業には五十五万円が出る。また、育児や介護のためにベビーシッターやヘルパーを利用する時、事業主に対して中小企業には負担分の五分の四、大企業には二分の一の助成金が出る。また、財団として育児や介護と仕事の両立支援セミナーやフレーフレー・テレホンなどで情報提供を行なっている。

この後、会場から意見や質問が活発に出された。特に病院で三カ月で退院を迫られ、福祉のほうでは寝たきり六カ月以上でないとサービスが得られないことが最も困った状況で、その間のどん底三カ月の矛盾の是正についての声を大いに上げていこうということになった。

最後に樋口代表の「寝たふり自治体は寝たきり自治体になり、やがて痴呆自治体になってしまう。寝たふり自治体を起すのは住民であり、家族である」の言葉に一同大いに共感し、全国各地に帰っていった。

（芹沢茂登子記）



会場からも意見や質問が相次いで出された

五月例会・ここが問題シリーズ3

一九九六年五月二四日

主婦会館

私たちがのぞむホームヘルプ制度

講師 沖藤典子 (アンフィクション作家・当会理事)

「火の始末と金勘定、これができなくなったら一人では暮らせない。けれど、それらへの取り組みは遅々として進まず、地域の支え手も不足している」

「ホームヘルプ制度の充実が高齢者の自立を支える」と、説く沖藤典子さんは、ホームヘルプ制度の問題点を探ろうと思えばホームヘルパーの体験をし、老人保健施設に疑問を抱けば施設に入り込んで行く。国の内外を問わず自分の目で確認

するといふ徹底した取材でも知られるノンフィクション作家の沖藤さんは、当会の理事・運営委員でもある。

制度はあったが事業はなかった

一九五六年に長野県に誕生したホームヘルプ制度の歴史から話は始められた。長い歴史があるにもかかわらず、「これまでは制度はあったが事業としての展開はなかった」といわれる。その理由は、「国の不十分な補助、自治体の建物主義行政、利用する側の偏見・気兼ね」の三点にあると指摘。

次いで、自治体により異なるホームヘルプ制度を三市を例にとり、長所と、それぞれが抱える問題点を提起した。三市とは、①社会福祉協議会の正職員による

長野市、②福祉公社への登録ヘルパーを活用する横浜市、③公務員と社協の有償ボランティアが働く相模原市。

さらに、同じ自治体における種々の雇用形態のヘルパーの存在が示された。例えば、東京・足立区の場合、公務員による家庭奉仕員、社会福祉協議会委託、家政婦紹介所委託、公社の有償ボランティア、住民互助組織といった具合。加えて労働を提供する側の多様な問題（賃金の差、主婦優遇政策の壁など）と利用者側の心ない言葉遣いなど相互の問題点が紹介された。

では、私たちがのぞむホームヘルプ制度とは何か。

二四時間三六五日サービス

「いくつかの自治体が、『低コストでいいサービスを』と、特に重介護対策として巡回ヘルプを取り入れ始めている。家事援助には滞在型、介助援助には巡回型と二つの型を組み合わせている」

「これまでの日本のホームヘルプは滞在型といわれるもので、週に二、三回、一回二、三時間と派遣回数が少なく一回あ



参加者を話でお話したから体験を魅了する沖藤典子さん

たりの時間は長い。しかも昼間のみ。今
なお、このやり方が圧倒的に多い」が、「民
間会社に委託して深夜を含む巡回方式を
取り入れている北九州市」を例に、巡回
型のよさが具体的なケースによって示さ
れた。

「一日五回の訪問例でみると、一週間の
介護サービスの時間は、巡回型計七時間、
滞在型計六時間、合計週十三時間となっ
ている。週十三時間といえば、一回三時
間ずつ週四回、滞在型で通うのと大きな
違いはない」

「時間的には滞在型と変わらないが、利
用者の方の安心や介護負担の軽減は、滞
在型のサービスよりはるかに大きい」

巡回型との組み合わせは、利用者にとっ
てメリットがあるばかりか、働く者にとっ
ても満足感があるという。

「夜の巡回で安全を確かめてから家路を
たどる。それは仕事の充実を確認させて
くれるものである」と。

ホームヘルプを住民の財産に

最後に、沖藤さんはホームヘルプを住
民の財産とするために十項目をあげた。

- 一 介護の責任は「公」にある…サービ
スの提供責任を明確に
- 二 サービス提供組織の確立…必要性の
キヤッチとありがたさの証明
- 三 ホームヘルプ課、課長はホームヘル
パー…雇用形態・待遇条件をすつき
りと
- 四 安全確保の最前線…二四時間三六五
日体制
- 五 人格専門職としての質の向上を…ホー
ムヘルパー教育
- 六 介護職ホットラインを…ホームヘル
パーのストレス解消
- 七 めざそう、歩く広告塔…ホームヘル
プを見える仕事に
- 八 我が家をナースングホームの一室に
…他の福祉、医療との連携
- 九 転ばぬ先の栄養バランス…食事サー
ビスの充実を
- 十 利用者も制度の支え手…利用者の教
育も必要

会場からは、ホームヘルパーとして働
く人々が直面している問題、例えば、使っ

たことのない家電製品を壊してしまった
経験や、感染症の方の世話をするよう言
われ「感染したらどうする」と問うたら
「労災の適用になる」と言われたなど、
物的損害に対しても、健康保全や健康被
害に対しても、明確な対策がとられぬま
まヘルパーの労働がなされている実態が
報告された。さらに有償ボランティアの
位置への疑問も投げかけられた。

「私も参加して話を聞きたかった」とい
う方には、沖藤さんの著書『老いてなお
我が家で暮らす』（新潮社）をお薦めしま
す。
(木間昭子記)



熱心に聴き入る、満場の参加者たち

本の自己紹介

『長生きしてはいけませんか?』

—子に頼らない老いを求めて—

沖藤典子著

(講談社 一六〇〇円)

公的介護保険制度で、『特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群の一元化』ということがいわれています。この「一元化」ということを理解するためにも、それぞれの施設の特性を知る必要があります。この本は、老人保健施設について、そこを利用して人々、そこで働いている人々を中心に制度のありかたを考えたものです。

老人保健施設は、昭和六二年からモデル事業が始まり、翌年四月からスタートしました。制度成立に際しては、当会でも要望書を提出しています。

入院するほどでもないけれど、自宅生活がむずかしい、そういう人々のための中間施設と考えられています。公的介護保険制度で老人保健施設の利用はどう変わるか、この本を勉強会などで使ってくださいれば幸いです。

書店か出版社に注文すれば手に入ると
思います。

『まごころサービスマン愛着かるた』

—高齢社会を明るく生きぬくために—

まごころサービスマン高知センター刊

高齢化率全国第二位の高知県で、設立三周年を迎えた民間ボランティア団体「まごころサービスマン高知センター」が、記念行事の一つとして制作した『まごころサービスマン愛着かるた』

地元紙も、「老いの哀歎とユーモアを交え、キュッと十七文字で表現」「高知漫画集団の九人が分担したさし絵は、ほのぼのとした絵柄が、川柳とうまくマッチしている」「欲望は捨てた老女が紅をさす」など、ホロツとする作もあり、遊びながら高齢者の心情や福祉の実情を学べる内容」と、好意的な記事をカラー刷りで掲載。

県外からの注文もあり、「なるほどと感心しつつカルタとり」と夫婦、家族で活用との感想もよせられ、高齢者問題への一石を!とのねがいをこめたカルタ制作の企画は、どうやら実を結びつつある。

ぜひご利用を!

〈連絡先〉まごころサービスマン高知センター

TEL 0888-46-6121

事務局だより

◎全国のグループ会員の活動内容が知りたいという多くのお問い合わせに添えて小冊子を作成することになりました。

グループ会員の方々に同封しました、フォーマットに活動概要などをご記入の上、七月末日までにご返送ください。なお、ご返事なきグループは、勝手ながら不掲載となりますので、ご了承ください。

◎樋口代表講演(日本青年会議所主催)のチラシを横浜市近郊と東京都内の会員の方に同封しました。ご希望の方は、チラシ記載の申込先に直接ご連絡ください。
◎会報86号でご案内しました演劇『恋と年金』の売上割戻金が、二万四千三百円でした。ありがとうございました。

◎七月のオーブンハウスは二二日(月)、時間はいつもどおり。
(藤岡絹恵)



この度、事務局の一員になりました。長井照子です。この会の事務局で働けることを嬉しく思います。皆様にご指導いただきながら、一刻も早く仕事がスムーズにできるようになりたいと思いますので、よろしく願います。